

1. これまでの主な取組について

- ①平成30年度：校務支援システムの導入

⇒ 事務の標準化・効率化（指導要録や通知表の電子化）
- ②令和元年度：働き方改革推進協議会の立ち上げ

⇒ 学校行事の見直しや業務の効率化などについて検討
- ”：長期休業中における対外業務停止日

⇒ 教職員の年次有給休暇取得促進
- ③令和2年度：時間外応答メッセージ付き電話導入

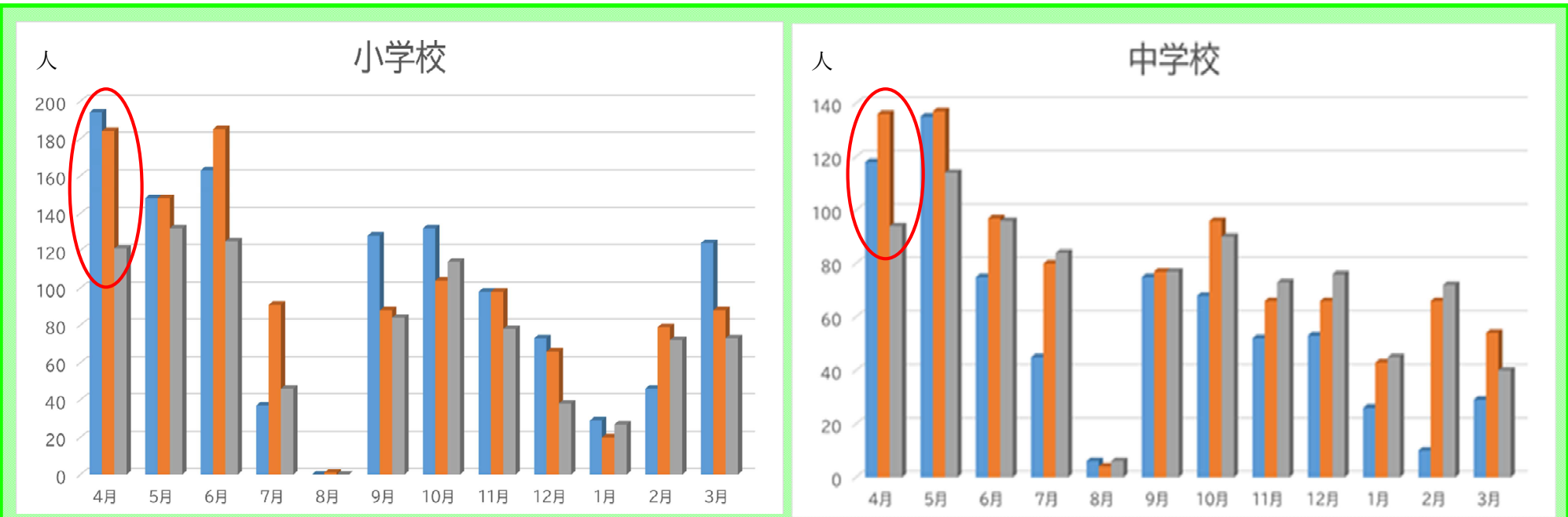
⇒ 放課後の電話対応業務削減
- ④令和5年度：自動採点システム導入（中学校）

⇒ 採点業務に係る時間短縮及び試験結果の分析
- ：授業を5時間扱いとする日の設定

⇒ 教材研究や事務処理に従事する時間の確保

2. 在校等時間が月45時間以上の教職員数に着目した取組について

令和3年度 令和4年度 令和5年度



【取組と結果】

- 夏季休業日をこれまでより数日短縮することで、小学校は全ての学校が4月に5日間、中学校は全ての学校が4月から5月にかけて5日から7日程度、授業を1日5時間扱いとする日を設定し、教材研究や事務処理に従事する時間を確保した。
- 令和5年度は、4月に在校等時間が月45時間以上だった教職員数が、前年度と比較して小学校で約35%、中学校で約30%減少した。

【新たな課題】

- 中学校において、11月から2月の在校等時間が月45時間以上だった教職員数が年々増加している。
- 増加の背景としては、コロナウイルス感染症により休止又は縮小していた学校行事の5類移行に伴う内容の見直し、高校入試の多様化（県立学校の特色入学者選抜等）による、入試に係る事務業務の複雑さや、面接指導等に係る時間の増加が考えられる。

3. 「学校・教師が担う業務に係る3分類」から考えられる、今後の取組について

平成31年1月に中央教育審議会答申で、以下「学校・教師が担う業務に係る3分類」が示された。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間における見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整	⑤調査・統計等への回答等 ⑥児童生徒の休み時間における対応 ⑦校内清掃 ⑧部活動	⑨給食時の対応 ⑩授業準備 ⑪学習評価や成績処理 ⑫学校行事の準備・運営 ⑬進路指導 ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応
○地域学校協働活動推進員等、地域人材の協力体制の確立。 ○学校共同学校事務室の活用。 ○学校徴収金の公会計化。 など	○学校に依頼する調査内容の精選、真に必要な調査のみの依頼及び回答方法の電子化。 ○地域学校協働活動推進員等、地域人材の協力体制の確立。 ○部活動指導員や部活動外部指導者の拡充等による部活動地域連携を図りながら、学校の部活動から地域クラブへの移行(部活動地域移行)を目指す。 など	○地域学校協働活動推進員等、地域人材の協力体制の確立。 ○校務支援システムや自動採点システム等の活用好事例を市内全校で共有。 ○ICT機器を活用した授業改善を進めるための人材育成。 ○事務職員の学校運営への支援・参画の拡大。 ○教員業務支援員の積極的活用。 ○SSW rの増員、校内サポート教室の拡充。 など